

市民参加のまちづくり

道路境界標の埋設方法及び 道路境界確定図の作成方法

令和6年4月

厚木市道路総務課

道路境界標の埋設及び道路境界確定図について

1 道路境界標の埋設方法について

- (1) 道路境界標は、道路総務課に購入の申出をし、承諾後に購入してください。
- (2) 埋設箇所がコンクリート構造物等の場合には金属標、それ以外の場合にはコンクリート杭を埋設してください。
- (3) 道路境界標は、道路区域内に埋設してください。なお、道路区域内に埋設できない場合には、担当者と協議してください。
- (4) 道路境界標の埋設方法は、別紙1「道路境界標埋設例」に従ってください。
- (5) 拡幅等により不要になった元道境界標は、撤去してください（道路境界確定図への記載は不要です）。

2 道路境界確定図作成方法について

- (1) 開発に当たり道路境界確定図を作成する場合には、条例第32条に規定する工事完了届出書の届出の日までに、道路総務課に提出してください。
- (2) 作成に当たっては、原則、世界測地系2011、縮尺1:250として、方位、路線番号、引継ぎ用地及びその周辺地番、境界凡例、基準点網図、座標値一覧表及び図面作成者名等を記載し、別紙2「道路境界確定図の作成例」に従ってください。
- (3) 開発検査の終了後、道路境界確定図の電子データ（sfc形式、PDF形式及びSIMA形式）を提出してください。

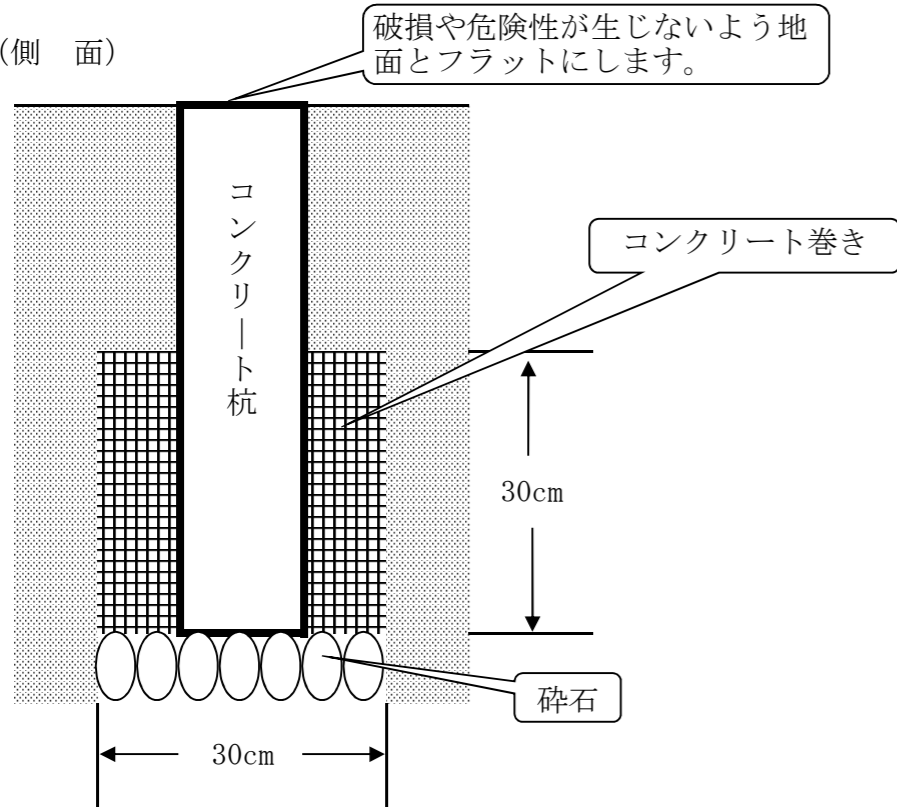
3 現地検査について

道路境界標の埋設状況の確認、道路境界確定図との突合及びその他現地において必要な事項の検査を行いますので、測量器具等を持参し、測量を行うことができる者及び担当者が立ち会ってください。なお、当該検査の結果、図面の修正や道路境界標の再埋設、その他の必要な措置を命じる場合があります。

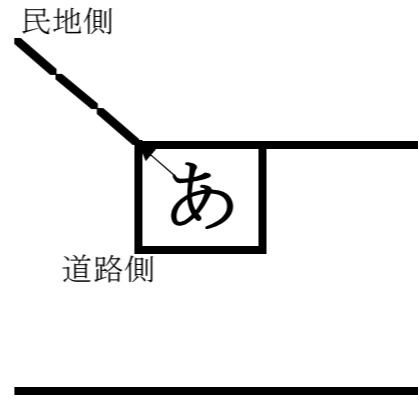
境界標埋設例

1 コンクリート杭

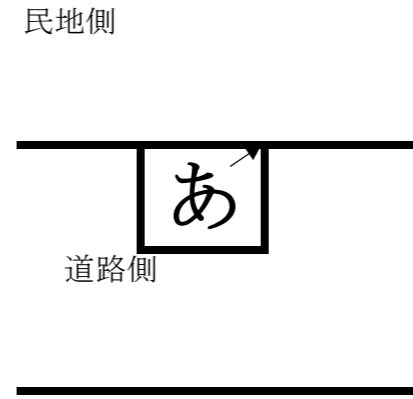
(側面)



A 2 埋設例

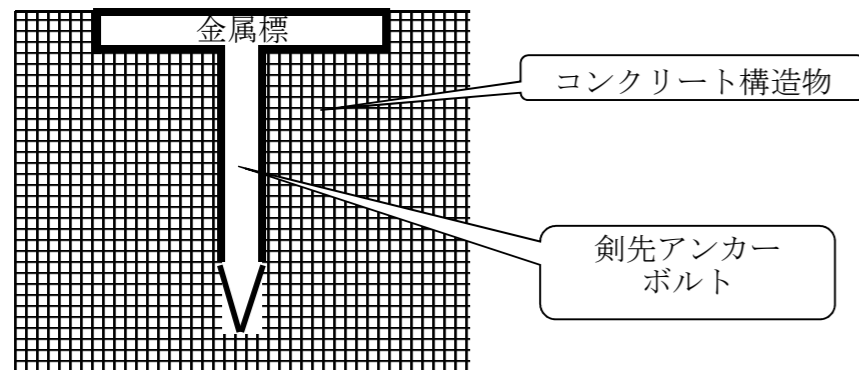


A 4 埋設例

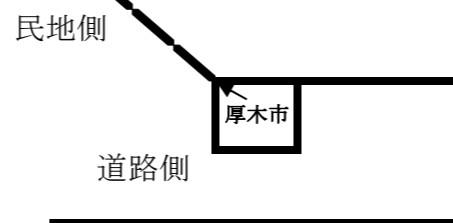


2 金属標

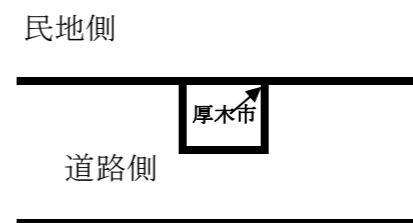
(側面)



P 2 埋設例

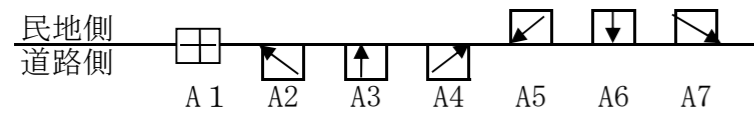


P 4 埋設例

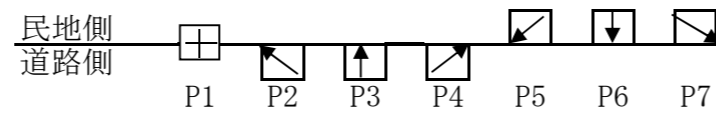


3 埋設表示

【コンクリート杭】



【金属標】



注意事項

- ① 道路境界標は、道路区域内に埋設してください。
なお、道路区域内に埋設できない場合には、担当者と協議してください。
- ② 根巻きについては、必要に応じ厚みや巾を増減する場合があります。

道路境界確定図の作成例

道路境界確定図 S=1:250

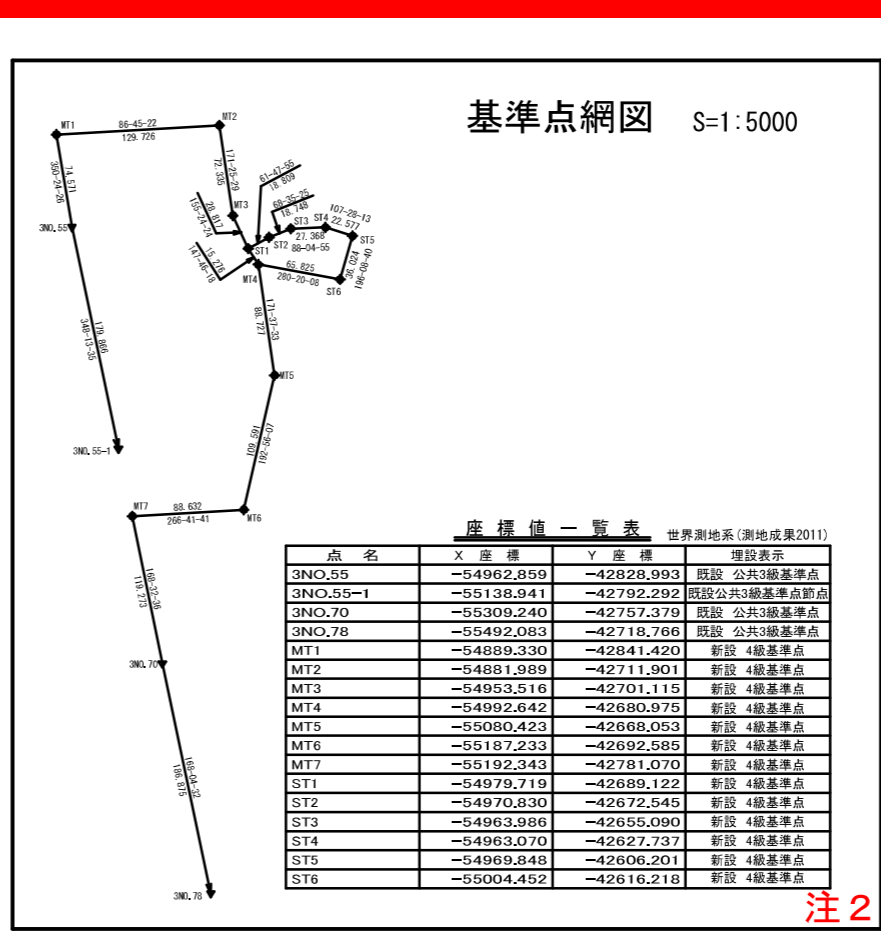
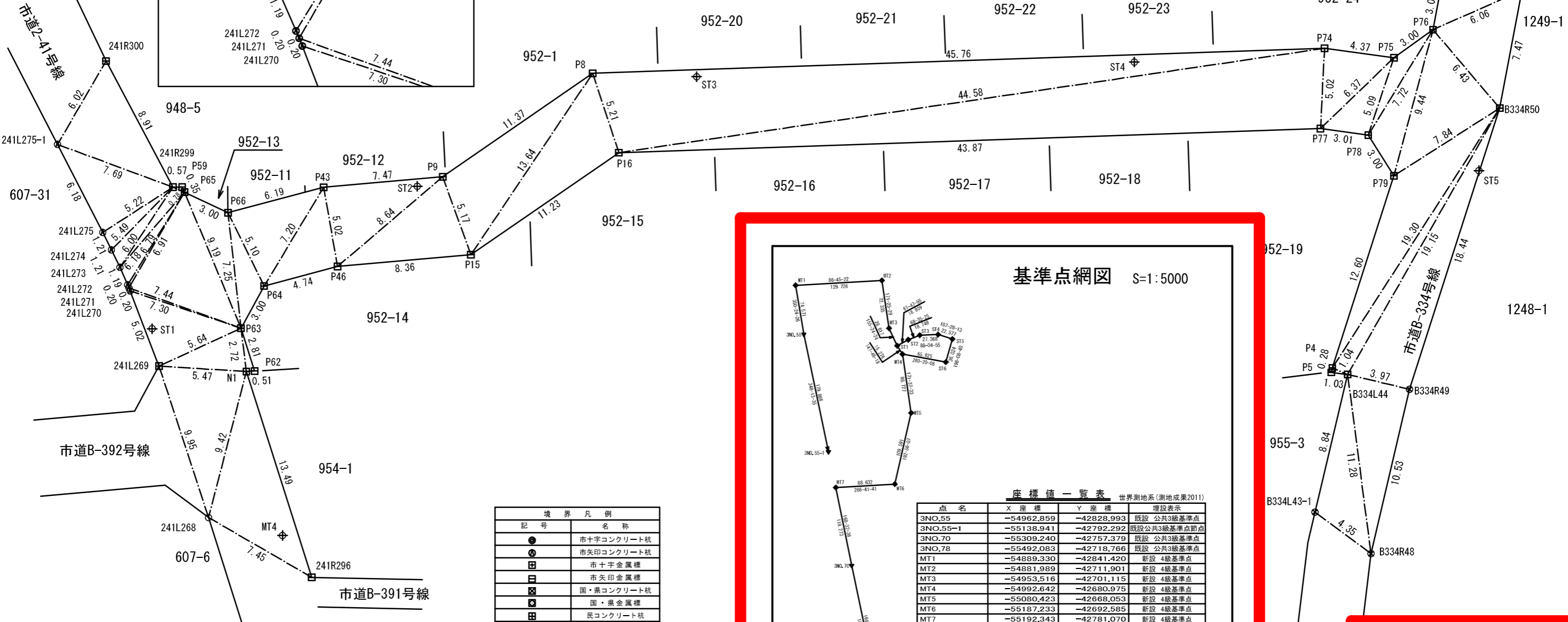
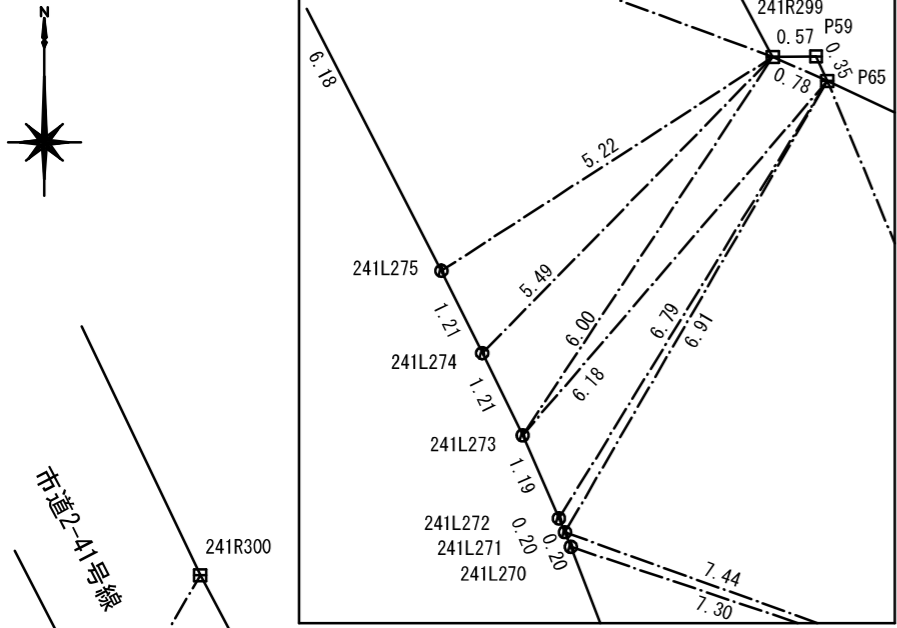
厚木市〇〇字〇〇952番15ほか

拡大図 1/100

点名	X座標	Y座標	埋設表示
N1	-54982.396	-42683.230	新設 P2
N11	-54941.229	-42606.649	新設 P4
P1	-54941.262	-42607.651	新設 P4
P2	-54958.001	-42608.500	新設 P2
P4	-54982.173	-42615.365	新設 P2
P5	-54982.451	-42615.430	新設 P2
P8	-54963.775	-42661.586	新設 P4
P9	-54970.231	-42670.955	新設 P4
P15	-54975.100	-42669.201	新設 P2
P16	-54968.726	-42659.952	新設 P2
P43	-54970.889	-42678.398	新設 P4
P46	-54975.837	-42677.532	新設 P2
P59	-54970.873	-42687.247	新設 P2
P62	-54982.368	-42682.715	新設 P4
P63	-54979.689	-42683.566	新設 P2
P64	-54977.056	-42682.121	新設 P4
P65	-54971.197	-42687.098	新設 P4
P66	-54972.479	-42684.381	新設 P2
P74	-54962.205	-42615.848	新設 P4
P75	-54962.798	-42611.510	新設 P4
P76	-54961.042	-42609.073	新設 P2
P77	-54967.221	-42616.101	新設 P2
P78	-54967.629	-42613.116	新設 P2
P79	-54970.170	-42611.515	新設 P4

点名	X座標	Y座標	埋設表示
241L268	-54991.521	-42685.594	既設 計算点
241L269	-54982.058	-42688.694	既設 民コンクリート杭
241L270	-54977.364	-42690.493	既設 A5
241L271	-54977.172	-42690.570	既設 A7
241L272	-54976.988	-42690.650	既設 A7
241L273	-54975.889	-42691.131	既設 A7
241L274	-54974.800	-42691.666	既設 A7
241L275	-54973.710	-42692.206	既設 A7
241L275-1	-54968.212	-42695.034	既設 A7
241R296	-54995.255	-42679.145	既設 P4
241R299	-54970.879	-42687.819	復元 P4
241R300	-54963.005	-42692.000	既設 P4
B334L43-1	-54991.182	-42616.447	既設 金属標
B334L44	-54982.581	-42614.404	既設 P4
B334L48	-54940.506	-42606.612	既設 P4
B334R48	-54993.771	-42612.944	既設 金属標
B334R49	-54983.510	-42610.539	既設 金属標
B334R50	-54965.943	-42604.903	既設 P2
B334R51	-54958.593	-42603.520	既設 P2
B334R52	-54940.576	-42602.606	既設 P2

注1



注2

点名	X座標	Y座標	埋設表示
3NO.55	-54962.859	-42828.993	既設 公共3級基準点
3NO.55-1	-55138.941	-42792.292	既設 公共3級基準点
3NO.70	-55309.240	-42757.379	既設 公共3級基準点
3NO.78	-55492.083	-42718.766	既設 公共3級基準点
MT1	-54889.330	-42841.420	新設 4級基準点
MT2	-54881.989	-42711.901	新設 4級基準点
MT3	-54953.516	-42701.115	新設 4級基準点
MT4	-54992.642	-42680.975	新設 4級基準点
MT5	-55080.423	-42668.053	新設 4級基準点
MT6	-55187.233	-42692.585	新設 4級基準点
MT7	-55192.343	-42781.070	新設 4級基準点
ST1	-54979.719	-42689.122	新設 4級基準点
ST2	-54970.830	-42672.545	新設 4級基準点
ST3	-54963.986	-42655.090	新設 4級基準点
ST4	-54963.070	-42627.737	新設 4級基準点
ST5	-54969.848	-42606.201	新設 4級基準点
ST6	-55004.452	-42616.218	新設 4級基準点

土地家屋調査士 ○ ○ ○
または
○○○測量株式会社 等
注3

記号	名称
○	市十字コンクリート杭
⊙	市矢印コンクリート杭
⊕	市十字金属標
⊗	市矢印金属標
⊠	国・県コンクリート杭
⊡	国・県金属標
⊢	民コンクリート杭
⊣	民金属標
⊤	プラスチック杭
⊥	金属標
○	計算点

埋設表示	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	金属標	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7
コンクリート杭	□	□	□	□	□	□	□	□	+	+	+	+	+	+	+
埋設表示	□	□	□	□	□	□	□	□	+	+	+	+	+	+	+

(記載注意)

1 基本事項

- (1) 境界点及び基準点の座標値は、原則世界測地系2011としてください。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4又はA3とし、当該規格で図面が記載できない場合には担当者の指示に従ってください。
- (3) 確定図の表示範囲については、既存点の1スパン先まで記載してください。
- (4) 官地と民地の境界線は実線で表示し、各測点の三斜線は一点鎖線で表示してください。
- (5) 各点間距離は、小数点第2位(第3位切捨て)まで表示してください。
- (6) 測点が多く、見づらい箇所がある場合には、当該箇所の拡大図を作成してください。
- (7) 既に境界が確定している箇所がある場合には、その箇所を明示してください。
- (8) 不明点につきましては、担当と協議してください。

2 注1について

- (1) 既存の測点名は、道路管理課が発行する境界点又は基準点成果表一覧表の名称に合わせてください。
- (2) 座標値は、小数第3位(第4位四捨五入)まで記載してください。
- (3) 各測点に係る座標値一覧には、境界点種別(新設、既設、復元、基準点、計算点等)を併記してください。
- (4) 各測点の境界標種別を次の分類例を参考にし、座標一覧表又は図面上に記載してください。

境界点一覧の例

座標リスト 世界測地系(測量成果2011)				
点名	X	Y	埋設表示	境界標種別
L7	-57197.830	-44080.140	新設	金属標
L8	-57194.094	-44065.239	既設	鋳
ML1	-57194.055	-44065.084	復元	県石標
ML2	-57185.272	-44042.962	復元	コンクリート杭
R49	-57178.847	-44028.801	計算点	—

基準点一覧の例

座標リスト 世界測地系(測量成果2011)				
点名	X	Y	新設既設の別	等級
3NO.142	-57310.779	-44430.865	既設	3級
3NO.141	-57244.339	-44224.150	既設	3級
3NO.141-1	-57234.902	-44072.375	既設	3級節点
10A56	-57201.671	-44087.170	既設	街区多角点
R2T.1	-57171.567	-44098.296	新設	4級

3 注2について

- (1) 観測した基準点の網図を記載してください。
- (2) 網図には、各基準点間の方向角及び点間距離(小数第4位切捨て)を記載してください。
- (3) 座標値は、小数第3位(第4位四捨五入)まで記載してください。
- (4) 基準点名称、等級及び新設既設の別を一覧表に記載してください。

4 注3について

図面を作成した者の所属する法人の名称を記載してください。代表者印及び社判の押印は不要です。